

在宅自己導尿に関する診療報酬点数

在宅自己導尿指導管理料	点数
(1) 在宅自己導尿とは、諸種の原因により自然排尿が困難な患者について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する排尿法をいう。	1,400 点
(2) 対象となる患者は、下記の患者のうち、残尿を伴う排尿困難を有する者であって在宅自己導尿を行うことが必要と医師が認めた者とする。 ア 諸種の原因による神経因性膀胱 イ 下部尿路通過障害 （前立腺肥大症、前立腺癌、膀胱頸部硬化症、尿道狭窄等） ウ 腸管を利用した尿リザーバー造設術の術後	
(3) 在宅自己導尿指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く）については、 区分番号「J064」 導尿（尿道拡張を要するもの）、 区分番号「J060」 膀胱洗浄、 区分番号「J060-2」 後部尿道洗浄（ウルツマン） 及び 区分番号「J063」 留置カテーテル設置の費用 （薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む）は算定できない	



特殊カテーテル加算	点数
(1) 再利用カテーテル	400 点
(2) 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル	
イ 親水性コーティングを有するもの	(1) 60 本以上の場合 1,700 点
	(2) 90 本以上の場合 1,900 点
	(3) 120 本以上の場合 2,100 点
ロ イ以外のもの	1,000 点
(3) 間歇バルーンカテーテル	1,000 点

注) 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、再利用型カテーテル、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、
3月に3回に限り、第1款 (= 在宅自己導尿指導管理料：1,400 点) の所定点数に加算する。

通知

(1) 在宅療養において在宅自己導尿が必要な患者に対し、療養上必要なカテーテルについて判断の上、必要かつ十分な量のカテーテルを患者に支給した場合に算定する。

(2) 「2」の「イ」親水性コーティングを有するものについては、間欠導尿用ディスポーザブルカテーテルとして、親水性コーティングが施されたカテーテルであって、包装内に潤滑剤が封入されており、開封後すぐに挿入可能なもののみを使用した場合に算定する。

(3) 「2」の「イ」親水性コーティングを有するものについては、排尿障害が長期間かつ不可逆的に持続し、代替となる排尿方法が存在せず、適切な消毒操作が困難な場所において導尿が必要となる場合等、当該カテーテルを使用する医学的な妥当性が認められる場合に使用することとし、原則として次のいずれかに該当する患者に使用した場合に算定する。

なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからエまでのいずれかの要件を満たす医学的根拠を記載すること。

ア 脊髄障害

イ 二分脊椎

ウ 他の中樞神経を原因とする神経因性膀胱

エ その他

(4) 「2」の「イ」親水性コーティングを有するものについては、1月あたり60本以上使用した場合（他のカテーテルを合わせて用いた場合を含む）に算定することとし、これに満たない場合は「2」の「イ」以外の主たるものの所定点数を算定する。

(5) 「3」の「間歇バルーンカテーテル」とは、患者自身が間欠導尿を行うことが可能なカテーテルであって、当該カテーテルに接続してバルーンを膨らませるためのリザーバーを有し、患者自身が消毒下で携帯することが可能であるものをいう。

(6) 間欠導尿用ディスポーザブルカテーテルと間欠バルーンカテーテルを併せて使用した場合は、主たるもののみを算定する。